

京都市告示 454号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次とおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成17年3月2日

京都市長 桜本頼兼

1 団体の名称 綾材木町々内会

2 規約に定める目的

会は地域住民の親睦を図り、又地域豊園自治連合会および少年補導委員会の運営に協力し、より良き地域社会の形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動に関すること。
- (2) 伝統行事的なお千度、地蔵尊祭に関すること。
- (3) 葬儀等の際の互助に関すること。
- (4) 交通安全、防犯、防火防災等に関すること。
- (5) その他、会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区域

京都市下京区綾材木町188, 188-4, 188-5, 189, 190
-1, 190-2, 190-3, 190-4, 191, 193, 194-1,
194-2, 195, 196, 196-1, 197, 197-1, 197-
2, 197-3, 197-4, 197-5, 198, 198-1, 198-
2, 198-3, 198-4, 198-6, 198-7, 199-1, 19
9-2, 200, 200-1, 200-2, 200-3, 200-4, 20

0-6, 200-7, 200-8, 201, 201-1, 201-2, 20
1-3, 201-4, 201-5, 201-6, 201-7, 201-9,
205, 205-1, 205-2, 205-3, 205-4, 205-5,
205-6, 205-7, 205-8, 205-9, 206, 206-1,
207-1, 207-2, 207-3, 207-4, 208, 京都市下京区
相之町142, 京都市下京区高材木町228-3, 228-4。

4 事務所 京都市下京区綾材木町197-3

5 代表者の氏名及び住所

澤 雅三

京都市下京区綾材木町197-3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成17年2月21日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)